

浜田市選挙管理委員会告示第 11 号

令和7年7月20日行う参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2の規定による、在外選挙人名簿に登録されている選挙人に投票を行わせることができる期日前投票所を次のとおり定めた。

令和7年7月3日

浜田市選挙管理委員会委員長 岡 本 正 博

浜田市殿町1番地 浜田市役所第2東分庁舎期日前投票所